

緊急事態宣言延長を受けた自粛等のお願い ～県民・事業者の皆様へ～

本日、緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。依然として本県は特定警戒都道府県とされており、感染者の発生を抑え込むため、外出自粛等の取組を継続する必要があります。

県民の皆様、事業者の皆様には、既に多くのご協力をいただいておりますが、引き続き5月31日まで、「接触機会の8割削減」に向け、以下のことについてご協力をお願いします。

1 県民の皆様へ

(1) 外出自粛の徹底

生活維持に必要な場合を除き、外出を控え、自宅で過ごしてください。

(2) 府県域を越えた移動等の自粛

東京、大阪など人口密集地域との往来や府県域を越えた移動は控えてください。

(3) 公園等での「密」の回避

健康維持などのため公園等に行く際は、混雑時の利用を避け、人と人との距離をとってください。

(4) スーパー、商店街等でも「密」の回避

スーパー、商店街等へは、混雑時の利用や家族連れなど多数での来店を避けてください。

2 事業者の皆様へ

(1) 休業（施設の使用停止等）

遊興施設、遊技施設、劇場、映画館など休業要請等の対象施設は、引き続き休業にご協力をお願いします。

(2) 通勤者数の削減

人と人との接触機会を減らすため、在宅勤務（テレワーク）やTV会議などにより通勤を抑制し、引き続き「通勤者数の7割削減」をお願いします。

(3) スーパー、商店街等での感染防止

スーパー、商店街等では、混雑時の適切な入場制限やレジ前の並び位置の指定、対面パーティションの設置等、人と人との距離の確保に留意してください。

県民のいのちと健康を守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご理解、ご協力をお願いします。

令和2年5月4日

兵庫県知事 井戸敏三